

社会統合と地域再編

近代日本の国民国家の形成と地域編成過程に関する社会学的素描

The Social Integration and The Reorganization of Local Communities;
A Sociological Study of Making of The Modern Nation-State in Japan

元濱 涼一郎*

Ryoichiro Motohama

問題の所在

明治における日本の近代国家形成の過程においては、国民国家（Nation State）成立の鍵は、新たな国民的一体感・連帯感（national identity）の醸成であり、列強の脅威の下にあって、前近代（近世）における地域の自律性、独自性を鑄直して近代国家の中に適切に位置づけること¹⁾は、その成否を決する最重要事であった。近代国民国家が、伝統という神話をその拠り所とする擬制によって成り立っていること²⁾に由来してそれは、国家経営上の政治的経済的合理性と不可分に結びついており、引いては社会統合の強度に反映することになるだろう。廃藩置県、地租改正、徴兵制度、義務教育、解放令という明治政府の初期の一連の政策はそれに沿ったものであり、近世からの移行期である明治初期より試行錯誤され³⁾、やがて、国会開設の準備と条約改正を理由⁴⁾に国内の根強い抵抗⁵⁾を廃して断行された市制町村制の実施は、中でも地域の再編と統合の持つ基本的意義を明らかにすると期待できる。本稿は、社会統合という観点から、全体社会の解体と再編に伴う地域編成過程を、明治前期に始まる地方制度の形成過程に事例を求めて概観・記述することを意図するものである。問題は「全体社会と地域の分化と統合」という社会学固有の領域にあるが、しかしながら、管見にして、この分野では先行研究の存在を聞かない。従って、先ず（1）歴史学（地理学を含む）による先行研究を概括し、その社会学的含意を整理すること。次に（2）主として、地方史文献・資料に依拠して範例となるべき事例を収集することが必要である。

一 明治前期における地方制度の成立過程

(1) 行政区画の編成過程

維新时期に始まる近世地域の明治国家への地域的再編は、藩支配を実質的に残した結果、3府302県に及んで、行政区画の名目的な衣替えに止まった明治初年の版籍奉還を端緒とするが、実質的には廃藩置県⁹⁾に始まった。そしてその後、大区・小区制、郡県制を経て、市制町村制、府県制並びに郡制の施行による明治前期の地方制度の整備をもって一応の完成をみた。先ず、明治4年(1871)「廃藩置県の詔書」が宣べられ、同年、それに先立って発布されていた「戸籍法」(太政官布告第170号)に基づいて、区が設けられ、同5年には大区・小区制が施行され、一般的には大区に区長、小区に戸長が置かれたが、戸籍管理事務に発したこの行政区画は、民政一般の行政単位(区画)としては、近世を引き継ぐ共同体(旧町村)の現実とは疎隔した机上の産物で、十分機能したとは言い難く、実質的には旧に復する傾向を有していた。後の史家はこれを「自治の破壊」と捉えている¹⁾。この現実を認めて制定されたものが、11年に公布された「郡区町村編成法」であり、「府県会規則」、「地方税規則」を併せてのいわゆる「三新法」体制となる。三新法は、国内の政治状況の影響下に、頻繁に改定されたが、行政区画としては、17年(1884)の戸長役場所管区域の拡大(連合戸長役場制)を経て、明治22年(1889)の市制、町村制の施行を待つことになった。明治23年の国会開設と憲法制定を目前に控え、不平等条約の改定を企図して策定された自治制度は、山県有朋内務卿の下で、「市制町村制」「府県制並びに郡制」として制定、施行され²⁾、これをもって、近世から近代へ移行するための地域再編の基本的な枠組が完成した(図1「明治地方制度概念図」)。事実、当初からその自治体としての性格・資格に論議のあった郡制度³⁾の廃止(1923・大正12年、郡役場の廃止は1926・大正15年)を除けば、それは敗戦後の昭和22年(1947)日本国憲法と同時に施行された「地方自治法」(4.11 公布)まで続いた。つまり、この時期に日本とそれを構成すべき地域的な行政単位が確定したといえる¹⁰⁾。



図1 明治地方制度概念図

(2) 町村分合上の諸問題

明治期の地域再編は、近世の行政単位(藩政村)の分合によって行われるが、初期のそれは、統治形態の違う沖縄、北海道のような地域は云うまでもないとしても、決して全国一律に実施された訳ではない。井戸庄三によれば¹¹⁾、明治7~10年(1874~77)の町村分合は、地租改正にあたって飛地や境界の錯雑を整理し、反別、戸口ともに寡少で独立できないものの整理に大別されるが、旧長野、筑摩(現在、岐阜県の飛騨3郡と中南信)、山梨3県の全県的な規模の町村合併は極めて特殊な事例とされる。旧長野、筑摩の両県では、明治12~16年(1879~83)間に再分村調整されたが、山梨県では再分村されず、その結果「藩政村=明治行政村の大字」

という一般的な公式の当て嵌まらない事例をも生んでいる。

この町村合併は、明治期の地域再編の総仕上げともいうべき市制町村制の実施にあたって最大の問題であった。次第にその数を減らしつつあったが、統計によれば¹²⁾ 明治19年（1886）12月末現在の町村数は、なお71,573で、内、無住のもの801、1～10戸のもの2839、11～20戸のもの5484、21～30戸のもの6763、31～40戸のもの6710、など無民戸及び100戸以下のものが48,420戸を数え、全体のほぼ70%を占めており、独立自治に耐えうる町村を創出するためには合併が不可避であったことが分かる。内務大臣訓令第352号による町村合併標準によれば、これを300～500戸に再編することが目安とされた。しかし、適正な規模（人口、区域）を有する地域編成の要請（財政、行政効率）を現実のものとし、自治制度を確立する為には、近世以来の領主の系譜、農業用水をめぐる利害関係、村有財産の処理、被差別地域などに規定された「因縁情実利害旧慣の錯綜」¹³⁾に基づく地域間の対立を克服することが必要であった。では、これを断行せざるを得ない山県自身が後に「恰カモ数家ヲ合併シテ団樂タル一家ヲ造成スルノ不自然」¹⁴⁾と述べている当時の町村の独立・自律はどの程度のものであったのか。あるいは、旧町村間で調整すべき問題は何か。これについては合併案作成の過程とその結果から見る事ができる。政府は、合併案を地方長官に命じてこれを作成させたので、その合併案に対する町村側の反応が、郡長への諮問答申の形で各地に残っている¹⁵⁾。それによると合併案作成のために為さるべき、また為された調査の項目は、財政、地理・交通、人情・風俗、交際などであるが、分合をその後も繰り返すことになった長野県下で具体的に見ると¹⁶⁾、「町村制調査実施事項」として、①所得納税人員、②負債額及償却期限、③町村人民所有地価、④水利関係、⑤学校ノ関係、⑥共有物、⑦地籍ノ錯雑及飛地、⑧戸数割一戸平均額、⑨地勢、

表1 町村数の増減と町村組合数

會議方地 組町 合會 村	劃區政行							時 代
	市 (區)	村	町	區	市	郡	道 府 縣	
選挙 有権者 数								
議 員 数								
数								
計								
：	七、五七五	五、二八四	二、三二四	五	一	三府四一縣 明一六末 七九七	三府四一縣 明一六末 七九七	施自A 行治 前制
：	七、四〇八	一、五八〇	一、五八〇	二	三	一、四〇四	一、四〇四	施自B 行治 直後制
：	三、九九九	一、四二五	一、三〇六	一、一七三	四	六、五五	同上	十 年 後
：	三、三三三	一、一三〇	一、一三〇	一、一七	五	六、七	同上	二D 十年 後
：	一、七九九	一、〇八六	一、〇八六	一、三三三	七	六、五	同上	三E 十年 後
：	三、四四四	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一	一、〇三三	同上	四F 十年 後
：	二、〇七〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一	一、〇三三	同上	五G (最 近) 十年 後

自治制50年統計摘要（猪間）より抜粋作成

⑩人情、⑪風俗、⑫前二掲ゲサル事項からなっている。また、井戸庄三¹⁷⁾によれば、中でも詳細とされる滋賀県高島郡長の同郡内各戸長への諮問項目は、①風土人情並ニ其習慣、②貧富の模様、③古来境界或ハ水論ノタメ互ニ訴訟ヲ起シ仇敵視スルノ風アリヤ否ヤ、④家業ノ模様、⑤区画判明セルカ又ハ錯雑セルカ、⑥水利並ニ水火防等ニ故障ノ有無、⑦生活ノ模様、⑧住民ノ風俗、⑨衣食住ノ模様、⑩新町村区域ノ便否及自治ノ見込、⑪分合ヨリ生スル利害ノ權衡、⑫徴税徴費ノ難易、⑬枝村トノ関係の13項目に及んでいる¹⁸⁾。

表2 合併経緯（長野県）

(注) 更級郡・上高井郡の町村数が一村ずつ減じているのは埴科郡へ組み入れたためで、埴科郡は二か村増加している。	合下上下上埴更北南東西下上諏小北南	郡
	水水高高 安安筑筑伊伊 佐佐	名
	計内内井井科級曇曇摩摩那那訪縣久久	
	八二二五四三六八一七九二七五七二九七五	町現 村 数 在
	一八四一二八三九八六一二四一三三七三二八八	町据 村 数 置
	一四三 一三 八七 三三 二八 三三 二〇 二二 五四	数併請 スル ノ 町上 合
	四七 六 二 三 一 七 三 七 一 三 二 二	新ニ以 置ヨリ 町造 村成 数理由
	一七九 二五 五九 三 二 〇 四 三 四	町合諮 村併問 数ス案 ベキ成
	五四 一九 二 二 一 四 五 一 二 八	新ニ以 置ヨリ 町造 村成 数理由
	三七七 四九五 三三〇 一六二 四二四 三六四 二一八 五五 一九 三	併ア諮 町リ問 村命 数令 合異 合織
一〇三 二二 〇七 六 七 一 一 七 五 六 三 一 五 六 五	新ニ以 置ヨリ 町造 村成 数理由	
四〇〇 〇四 〇九 七 六 七 三 八 一 四 三 二 四 三 三 二 三	新 町 村 合 計	

兒玉幸多「明治町村制の実施上の諸問題」273頁より

この明治22年に、地方長官の慎重論を抑えて実施された市制町村制に伴って、町村数は71,478から15,820にと、およそ5分の1に減じた(表1「町村数の増減と町村組合数」)が、しかし、町村合併当時の紛糾状況は、政府の基本方針に沿った合併ができず、町村制第116条に基づく町村組合の設立をみた旧村の存在によっても知ることが出来る。その数は、既刊の文献による限りまちまちであり確定が困難であるが、町村全部の事務を共同処理する組合会の数は、東京市政調査会編纂『自治制発布五十周年記念論文集』(1938・昭和13年4月)所収の猪間驥一による統計摘要によれば、明治23年(1890)末現在、全国で482(3.5%)におよんでいる²⁰⁾(表1)。また、政府の方針に沿って合併した町村も、その合併過程で大きな軋轢を生じたことは、長野県下の統計(表2「合併経緯」)がもの語っている。そこでは891町村の内、諮問に異議を唱えたもの377(42.3%)あり、新町村400の内、命令で合併したものが103(25.8%)に及んでおり、明治26年、井上馨内務大臣の訓令による再分合許可の余地を残すこととなった²¹⁾。また、この町村合併の過程で、近世の差別対象とその居住地域が、近代の国家を単位として再編される余地を残した事、即ち、被差別部落の形成の端緒が見られ、それがやがて、「特殊部落」という行政用語の下で再編されることになる過程²²⁾は注目に値する。

二 日本と郷土の創出

廃藩置県に始まり、市制町村制に至ってほぼ完成することになる地方制度の中で、地域とその再編は、国民国家「日本」についてのアイデンティティの醸成と相互補完的關係にあった。前者の成否は後者の成熟の程度に依存する一方で、後者は、当然のこととして前者の政治的経済的基盤の上に成立していた。明治の初期に、福沢諭吉が欧米での見聞にもとづいて、その内容からして明らかな社会契約説を述べ、政府は「国民の名代にて...その職分は罪ある者を取押さえて罪なき者を保護するより外ならず」²³⁾と述べ、独立自尊の人民からなる国民の出現を望んで「日本にはただ政府ありて未だ国民あらず」²⁴⁾と喝破した状況は、その後、日清(明治27~28年・1894~1895)、日露(明治37~38年・1904~1905)の2度にわたる対外戦争を挟んで変化し、「国民」は、「民族」観念を介して、次第に意味変化し「臣民」をその実体とする擬似的対応物に変容して成立するに至った²⁵⁾。

ところで、国民国家の創出は、単なる政治的な中央権力の形成に止まるものではない。中央権力はそれに即応する意識、それを積極的・消極的に支持する思考習慣(National Identity)を伴って初めて効果的に機能する事が出来る。その形成と成立は、政治的経過と並行して見られる文化的営為に見ることが出来る。

(1)「日本」国民文化(National Identity)の創出

近代国民国家の創出に随伴する「日本と日本人」についての探求は、多様な文化的レベルで試みられた。例えば、明治21年(1888)4月に政教社機関誌「日本人」が創刊された。その主筆・志賀重昂は、「国粹」を標榜しているが、それはNationalityの訳語であると述べている²⁶⁾。

地理学者として名のあった彼は、「日本」の地形、気候、生物、景観の記述と、それに対する文人の詩歌や外国人の評の紹介等からなる『日本風景論』²⁶⁾を著して、その美を讃えているが、風景に国名を冠した著述は他国に例を見ない。また、古代に編まれた『万葉集』が「天皇から庶民に至る作者層」、「素朴、雄渾、真率な歌風」、「貴族の歌と民衆の歌が同一の基盤にねざしている」として、国民の全一性を歴史的に確認する根拠とされ、日本文化の象徴としての地位を占めるに至った過程は、品田詳一が整理している²⁷⁾。さらに、上田万年は、欧州での見聞に基づいて、漢語や西洋語を除いた国語研究と教育の必要を、国家と国民のアイデンティティの源泉と明快に主張している²⁸⁾。これは、やがて標準語の制定と学校教育によって実現する。

しかし、中央権力の創出と、地方の独自性の両立という政治的統合に関わる二律背反は、文化のレベルでも、当然、解決されるべき問題であった。文明開化の名の下に為された西欧化・近代化と、固有の民族的アイデンティティの形成、保存の要請は、共に統一された「日本」に表象されることが必要であったが、一方、またこれを「地方」で見れば、国民文化は、前近代を引き継ぐ各地域の個性・独自性の要請と両立する道を見いだす必要を意味していた。それは「郷土」という観念の創出によって可能となった。

(2) 郷土の創出

地域は、行政区画を離れては指示できないが、それは同時に地域集団の地域帰属意識に伴われて初めて地域たりうる。従って、行政区画の再編は、それだけでは新たな地域の成立を意味しない。町村分合上の難題を抱えて実施された地域再編の社会統合上の意義は、本質的には、個々の地域を意味づける原理としての全体社会と、その再編にある。その過程では、同一の地理的区画（場所）が、全体社会の構造とその成立範囲の如何によって、その地域的意味づけを変じ、時には階層上逆に位置づけられる事態が生じることも稀ではない²⁹⁾。即ち、近代日本においては、それは国家を新たな全体社会とするときに生じる、それと対応する新たな地域の形成の要請を意味していた。

国民国家形成過程の中では、「日本」に対応する地域は、「郷土」観念によって表象された。郷土は、地理的概念ではない。郷土という用語それ自体は、古代中国以来のものであるが、ヘボンの『和英語林集成』第3版（1886年・明治19年）ではまだ「郷土」は採録されていないから、近代での使用が一般に始まるのはそれ以降であると考えてよいだろう。郷土とは、古代中国の用例でも家郷、故郷のことであるが、そもそも郷土が意味を持つのは、生まれ育った場所でその一生を終えることを前提にしている近世の領民、城下町に典型的に見られるような居住地と階層とが不可分であるような近世領民にとってではない。郷土は、それを越えた、より大きな社会を前提とし、また移動・移住の可能性と結びついたときに現れる近代的観念として再定義されたものである³⁰⁾。

では、「郷土」はどのようにして創出されたのか。国土に対応する地方を、日本に対する郷土として相互に関係づけ、位置づけたのは、柳田國男と彼の民俗学である。柳田は、明治40～41年（1907～1908）頃に郷土研究会を始め、明治43年（1910）に新渡戸稲造を中心にして郷土

会を創立して郷土研究を始め、大正2年には『郷土研究』を創刊している³¹⁾。

柳田は、郷土研究あるいは民俗学 (folklore) を、その地に住む住民、郷土人による資料の体系的収集 (ethnography) の基礎の上に、帰納法にもとづいた社会科学として樹立することを標榜していた。「郷土研究の第一義は... 平民の過去を知ること」³²⁾ であり、「人が自ら知らんとする願」に応えることである。彼はこれを本居宣長らの国学を受けて、「第二の国学」³³⁾ と呼んでいる。それには、文字に書かれていない事実、中でも方言や民俗語彙の採集が何よりも重要であった³⁴⁾。彼の基本仮定は、「日本人が日本人の顔付と骨格を具え、日本語を話し日本風といふ家に住んで居ると同様に、個々の郷土人のその個々の小さき挙動表現、内部感覚等の中にも、必ず若干の歴史の痕跡、つまり某々郷土の住民の末なるが故に残っている何等かの生活の特徴があるだろう」³⁵⁾ というものであり、郷土資料を収集する目的は、これを相互に比較することによって普遍的な日本を確認することであった。「一言で言ふならば、日本人の過去、日本人が持って居たものを知る為の郷土研究であって、一地方だけの狭い知識をいふのではない」³⁶⁾ というのが彼の立場である。柳田が、沖縄を日本という視野で捉えることが出来たのもそれ故である³⁷⁾。農民史の研究を志すことから始まった柳田の歩み³⁸⁾ は、「郷土」を媒介することによって、普遍的な「日本」とそれを生き続ける民衆のイメージを創り出し³⁹⁾、近世の藩領民を克服した新たな「日本人」のアイデンティティを生み出すことを指向することになった。彼は、やがてこの平民を「常民」と名付けることになるが、彼の用語は、あくまで郷土誌であり、郷土生活の研究であって個々に孤立した郷土史研究ではなかったことを忘れてはならない。彼によって、国民国家と地域とは、初めてその観念的対応物としての日本と郷土とに位置づけられた。しかし、「郷土」という用語は、次第に柳田の意図を離れて、郷土史研究⁴⁰⁾ やそれと連携した郷土教育の文脈で用いられて、その意義を変じていった⁴¹⁾。そこでは、「郷土」は「日本」との内的連関を失って相互に排他的に孤立し、郷土研究と郷土史研究は、「日本」ではなく「国家」や中央の権力・権威と個別に直結することに、その存在理由を見いだすことになった⁴²⁾。また、それに付随して、近世の差別的制度とそれに基づく感情が、孤立した地域への帰属意識を伴って郷土史研究の名の下で、近代に温存される素地を作る一因になっていった⁴³⁾。

国民国家と地域再編に対応する、日本と地方を媒介するアイデンティティは「郷土」観念に胚胎したが、「国民」と同様に、成熟することなく似て非なるものに代替物を見出すことに終わった。そして、それらは何れも、天皇の名によって「日本」が表象される強権的な中央集権国家、いわゆる天皇制国家の脆く弱い基礎をなしたまま敗戦を迎えることになった⁴⁴⁾。

要約と展望

此まで、日本の近世から近代への移行期に事例を求めて、地域再編と社会統合という観点でこれを記述してきた。表題が示唆するごとく、これはごく概括的なデッサンにすぎないが、この過程の理論的含意は、先ず全体社会の解体と再編の過程を個別の歴史社会について確認することにあった。この過程において現れる個別領域の構造変化については、当然、今後の課題で

あるが、中でも、地域再編との関連で見るときには、部分的に触れた被差別部落の形成過程や、とりわけ国内外への移民・移住が重要である。これらについては、稿を改めることとしたい。

注

- 1) それはやがて「郷土」という觀念に吸収・再生産されることになるのだが、この意義については後述する。
- 2) これは、ポスト冷戦後の今日の民族独立・分離運動の現状をみれば明らかである。この問題に関しては、邦語文献としては、福田歓一「国民国家の諸問題」（『思想』1976年5月）が早い。しかし第一に参照すべきは、ベネディクト・アンダーソン『増補版・想像の共同体』（白石さや、白石隆訳 1997年5月 NTT出版）である。また関連で、三島憲一「生活世界の隠蔽と開示—19世紀における精神科学の成立—（上下）」（『思想』712号・1983年1月、726号・1984年12月）が、ドイツを例にとってこの問題を扱っている。
- 3) 明治4年に、一端、島根県に編入された後、士族の激しい運動の結果、明治14年（1881）に再置された鳥取県はその典型的な事例である。この経緯については、吉村撫骨編『鳥取県再置秘史』（1930・昭和5年、復刻版 国書刊行会 1979・昭和54年）、松尾茂『鳥取県の誕生—再置の前後—』（国書刊行会 1981・昭和56年）など地元の史家の著述を参照。
- 4) 政府による、1887・明治20年12月23日、元老院での説明（亀掛川浩『自治五十年史』東京市政調査会 1940・昭和16年、復刻版 文生書院 1977・昭和52年 204頁）。
- 5) 近世に於いて既に成立していた領民と戸籍の厳格な管理が地域の独立性と孤立の前提をなしているとも云える。壬申戸籍成立過程についての新見吉治『壬申戸籍成立史の研究』（日本学術振興会 1959・昭和34年1月30日）、また速水融の「宗門改帳」による人口研究（「宗門改帳より壬申戸籍へ」『三田学会雑誌』第47巻12号 1954・昭和29年12月、第48巻9号 1955・昭和30年9月）、また、速水が自らの研究を回顧した『歴史人口学で見た日本』（文芸新書 文芸春秋社 2001・平成13年10月20日）を参照。
- 6) 廃藩置県を策した木戸孝允、西郷隆盛、大久保利通、井上馨、山県有朋等にとっては、これは藩主にたいするクーデターに等しい企てであつたらしい。薩摩藩主に感知されるのを恐れた西郷がその前夜、藩邸を離れたというエピソードを山県が語っている（山県有朋「徴兵制度及自治制度確立ノ沿革」『明治憲政経済史論』1933・大正8年）。また当時、福沢諭吉とその仲間達がこれに狂喜乱舞したことが福沢によって回想されている（『福翁百餘話』中の十五「福翁の発動機」『福沢諭吉全集第6巻』岩波書店 1955・昭和34年 417～420頁）。また福沢は、その後もこの問題に積極的に発言している（『時事大勢論 上記』『全集第5巻』235～255頁）。
- 7) 亀掛川浩によれば、「当時の情態は云はば、大区・小区なる正門の外に、町村と呼ぶ昔ながらの通用門が、寧ろ里人に親しみやすい存在として慣用されて居る中、次第に正門として自他共に許すようになったやうなものである」（前掲『自治五十年史』4頁）
- 8) 「府県制並びに郡制」は、山県後任の西郷従道内相の下で、施行されたが、その時期には全国一律実施ができなかった。この間の事情については、亀掛川浩『明治地方制度成立史』巖南堂書店 昭和42年）308～315頁を参照。
- 9) 郡長が官選で、大地主に、郡会議員定数の3分の1を割り当てる等の内容から成っていた。因みに、地租改正以後、次第に大地主による土地の集積（と中小自作農の地位の低下）傾向がみられる（E・H、ノーマン『日本における近代国家の成立』大窪訳 岩波書店 1953年6月15日 193～201頁）。
- 10) この過程については、亀掛川『前掲』及び児玉幸多「明治町村制実施上の諸問題」（『政経学部年報4』学習院大学 1957年）を参照。また、政策立案の中心人物である山県有朋前掲の証言「徴兵制度及自治制度確立ノ沿革」がある。そこでは、モッセによる草案起草の経緯や、憲法に先んじて自治制を布くこと等の是非をめぐる元老院との折衝の過程が述べられている。またこの過程を山間僻地で生きた民衆の記録としては、森巖編・森秀太郎『懐旧録・十津川移民』（新宿書房 1984年11月25日）が貴重で

ある。そこでは、番太が廃され、巡査が治安を担う変化や、徴兵についての体験、また町村制の啓蒙の過程が具体的に記述されている。

- 11) 井戸庄三「明治地方自治制の成立過程と町村合併」『人文地理』vol 21 no. 5, 1969)
- 12) 亀掛川、前掲 266～267頁
- 13) 元老院との市制町村制法案検討会（親会）に政府委員として座した、水野錬太郎の表現。だが一番の問題は財産区つまり部落有財産の帰属処分であったようだ（自治制施行五十年の回顧と地方自治の諸問題）『自治制発布五十周年記念論文集』東京市政調査会 1938・昭和13年 6～8頁）。
- 14) 山県、前掲422頁
- 15) ざっと一瞥しただけでも長野、岐阜、石川、滋賀、岡山等々、各県で編まれた『市町村合併誌（史）、或いは沿革史』には一般に採録されているので見る事ができる。
- 16) 下伊那郡松尾村、同毛賀村（飯田市市誌編纂室資料）
- 17) 井戸庄三、前掲
- 18) 『滋賀県市町村沿革史』（1967・昭和42年5月25日）209～210頁、此処で云う枝村との関係とは、戸長の答申をみれば被差別地域を指すようだ（新平民という用語が使われている）。
- 19) 因みに、県の再置の是非をめぐる鋭い対立のあった鳥取県では、町村組合の数45に達している（『鳥取県町村合併誌』1964・昭和39年 128頁）。またこの間の事情は、鳥取県立公文書館の公文書展のテーマでも取り上げられ、平成6年度「明治期鳥取県の町村合併」のなかでは、合併故障村が重要な位置を占めている。
- 20) 亀掛川、前掲280～281頁
- 21) 「町村制施行ニ関スル内務大臣ノ訓令（1888・明治21年6月13日 訓令第352号）は、長野県、鳥取県の町村合併誌でその全文を窺うことができるが、その中の、町村合併標準の第一款第二項にある合併処分の例外規定、戸数300に達しない場合でも独立を許す事例として、（甲）富有なるもの。（乙）、地形上無理のあるもの、に続いて（丙）に旧糺多村ニシテ他町村ト平和ノ合併ヲ為シ得サルモノは特別ヲ以テ独立トスルコトヲ得、となっている。また、「特殊部落」という用語の起源と成立の過程については、領家續によるもの（『部落差別とは何か』、『社会的な差別とは何か』大阪府雇用開発協会 1982年4月30日 所収）があるだけで十分な検討が為されているとは言えない。日本には、中・近世の語用例を整理した辞書が抑も存在しないから、体系的追跡が困難であるが、差し当たり、明治の地方制度の制定過程でも使われた用語「部落」、「自治部落」などとの関連が指摘できる。ところで、市制町村制の草案を作ったドイツ人、モッセの原語はGemeindeであるところから見ても、「部落」自体は旧町村を指す言葉として広く使われていたと考えられる。一方、古代中国では「部落」は少数民族を指す言葉であり、蛮人の集落という意味で使われており、ヘボン（Hepburn, JC）の『和英語林集成』（第3版 1886年）でも、BURAKU ; province or section of country used of savage tribesとされているから、そこに集落一般を指示する「部落」と被差別のシンボルとしての「部落」の今日に至る併用、あるいは混用の素地を見出す余地があろう。因みに、喜田貞吉主筆の『民族と歴史』第2巻1号（1933・大正8年7月10日）は特殊部落研究号とされているので、「特殊部落」という用語は、大正年間には、差別対象を指示する言葉として、ほぼ、一般に認知、受容されていると言ってよいだろう。また森秀太郎前掲（22、38、131頁）によれば、「解放民」という呼称があったことが窺える。ただし、現在のところ、近代における「被差別部落」の大衆認知と伝播の過程を扱ったものとしては、僅かに渡部直己『日本近代文学と〈差別〉』（太田出版、1994年7月2日）がある程度である。
- 22) 福沢諭吉『学問のすすめ』（1872～76・明治5～9年、岩波文庫版 1978年）54頁
- 23) 福沢前掲、41頁
- 24) 安田浩「近代日本における「民族」観念の形成－国民・臣民・民族－」（『思想と現代』1992年9月 65頁）は、語用論に基づいてこの過程を整理している。また、民権運動を評価する立場から、「臣民」と区別するべき「国民」がこの過程を通じて誕生したと敢えてする議論もある（飛鳥井雅道『国民の創出』飛鳥井編『国民文化の形成』筑摩書房 1984年6月10日 62～63頁）。
- 25) 志賀重昂「『日本人』が懐抱する処の旨義を告白す」（『明治文学全集 37』筑摩書房 1980・昭和55年5月15日 所収）。かれの「国粋」は、自然的・文化的環境への史的適応によって形成される民族性を意味しているが、それは変化を拒むものでも、排外的なものでもなかったことは留意するべきである。
- 26) 『日本風景論』（政教社 1894・明治27年10月24日）

- 27) この経過を品田詳一は「万葉集の発明」と表現している（『万葉集の発明』新曜社 2001年2月15日）。
- 28) 上田万年「国語と国家と」（1891・明治27年10月8日、哲学館における講演。『明治文学全集 44』筑摩書房 1968・昭和43年12月25日 所収）
- 29) このメカニズムについては、大正初期の柳田國男の見聞が興味深く、且つ、社会的には甚だ示唆的である。彼が埼玉県内のある村で郷土誌を見たところ、近世において藩の出先（陣屋）であった土地に居住する旧藩所屬の数戸の士族が特殊部落と記載されているのを発見している（『所謂特殊部落ノ種類』『柳田國男全集第24巻』筑摩書房 1999年12月15日）。すなわち、同一の地域で、藩を全体社会とする統合原理のもとでは士分―農民の階層関係であったものが、日本を全体社会とする新たな統合原理の下では、マジョリティとマイノリティの関係で上下逆転して意識されていると言うわけである。
- 30) 故郷を追われたと感じていた石川啄木（1886～1912）の数多い望郷の歌を見よ。また、大正初期の唱歌、吉丸一昌がドイツ民謡に作詞した「故郷を離るる歌」（『新作唱歌五』1913・大正2年7月）や、今でも歌われている高野辰之作詞、岡野貞一作曲の文部省唱歌、「故郷」（『尋常小学校六』1914・大正3年6月）を想起せよ（堀内敬三、井上武編『日本唱歌集』岩波文庫 1958年12月20日 所収）。
- 31) この間の事情は柳田自身が語っている。（『故郷70年』朝日選書7 朝日新聞社 1974年3月20日）
- 32) 「郷土生活の研究法」（『柳田國男全集第8巻』筑摩書房 1998年12月20日 所収202頁）
- 33) 前掲「郷土生活の研究法」262頁
- 34) 柳田の方言や民俗語彙の研究が、言語学、就中社会言語学的観点から評価されるべきであることを田中克彦が証言している（田中克彦「柳田國男と言語学」『言語からみた民族と国家』岩波書店 1991年9月17日 所収）。
- 35) 「郷土生活の研究法」214頁
- 36) 「民間伝承論」（『柳田國男全集第8巻』筑摩書房 1998年12月20日 所収）71～72頁
- 37) 「新たなる国学」（『郷土生活の研究法』所収）
- 38) 「郷土生活の研究法」261頁
- 39) これに貢献したという点では、柳宗悦を忘れてはならない。白樺派の柳は、その本質からして歴史に関心がなく、郷土は殊く日本をも主題としなかったが、彼の「民芸」は、都市と農村など地域や、芸術家と職人の対立を越えた、普遍的な工匠としての民衆のイメージを生み出すのに貢献した。その彼が柳田と同様に琉球文化、なかでも標準語化運動で排斥されていた琉球方言を評価し、中世の日本語の残存としていることは、両者の内的関連を示唆するものとして注目される。因みに、柳の同志、濱田庄司によれば、1936・大正15年に「民芸」という用語は創られた（濱田庄司「無盡蔵」朝日新聞社 1974・昭和49年11月30日）。また、柳の「民芸」については、拙稿「柳宗悦の民藝」（『文始』第4号 1999・平成11年7月24日）を参照。
- 40) 「郷土史の語がひろく用いられるようになったのは1910年代のこと」（塚本学「地域史研究の課題」『岩波講座 日本歴史 25 別巻2』1976.9.22所収）であるが、柳田の指導を受けていた地方史家一志茂樹と、柳田の違いはそこにあった。一志によれば、郷土資料を網羅的に収集しようとする一志に対して、柳田はその際限のない作業をやめて、他にないものだけを集めよと命じたという。また後に、一志らが編む信濃史料の『信濃二千六百年史』（今井登志喜編纂委員長、市村成人、栗岩英治、堀内千万蔵共著 信濃毎日新聞社 1941・昭和16年2月11日）などの表題とその内容はとうてい柳田の受け入れるところではないだろう（信濃史学会・一志茂樹八十年回顧編集委員会「地方史に生きる―聞き書き 一志茂樹の回想―」平凡社 1984年10月15日）。
- 41) 郷土調査が、地元の小中学校の教員を動員して行われることが多々あった事は、一志前掲が証言している。また、郷土教育（郷土科）の具体的な内容を、『史料開智学校第三巻、十二巻、十七巻』（松本市 1991、1994・平成3年、6年）が明治40年～昭和15年（1907～1940）の間の学習帳と素材研究などを採録して伝えている。それによると、「雑科目」の中にあった郷土学習は、明治38年「郷土科」となったが、昭和7（1932）年度郷土学習帳参考書（教員用）によれば、「取扱目的」として「古今より今日に至る松本の歴史の変遷、土地の伝説、土地の教育等に関する事柄の概要を取扱ひ、郷土に関心を持ち、郷土を愛する心持の養成を目的とする。」となっている。これを見れば、柳田の郷土研究とは、全く別物であることは一目瞭然である。事実、柳田は、郷土誌に教育的効果はないと述べて、小学校の郷土科を批判して、カリキュラム上、独立して存在理由のあるものかと問い、子供に負担を強いるのみであると批判している（『郷土誌編纂者の用意・郷土誌論』『柳田國男全集第3巻』筑摩書房

1997年12月20日 117～118頁)。

- 42) 塚本学は、これを「日本での統一国家の形成が各地住民のナショナルな統合によってでなく、明治政府による廃藩置県と文明開化によったことの重み」と評している(塚本学「郷土史・地方史・一国史についての試論」44頁【信濃】27巻7号 1975・昭和50年7月1日 信濃史学会)。
- 43) 塚本前掲は「古くの郷土史関心が、新田村落への蔑視や部落差別と密着する面をもったことは否定できない」と指摘している(【信濃】27巻7号 42頁)。
- 44) アイデンティティ形成に関して見たとき、「アメリカとは何か」に関する価値と規範が明確に定義され、共有されているアメリカとは対照的である。例えば、社会統合に関する以下の著作を参照。Parsons, T; Full Citizenship for the Negro Americans, in *Sociological Theory and Modern Society*, Free Press 1967 或いは、Merton, RK; Discrimination and American Creed, in *Sociological Ambivalence*, Free Press 1976。また、丸山真男の、今や古典となった、日本ファシズム分析(『増補版 現代政治の思想と行動』未来社 1964年5月30日 第一部「現代日本政治の精神状況」所収の諸論考)を想起のこと。

Summary

This paper intended to describe the making of nation-state of Japan as an example showing how local communities are reorganized as the result of the reorganization of the global society. In order for the nation-state to emerge, national identity must be formed in such a way as to include pre-modern local identities itself. The concept of *kyōdo* ("home country") proposed by Yanagita Kunio was re-defined precisely as a concept which would intermediate between these levels of identity. This concept came into popular use from the end of the Meiji to the beginning of the Taisho period. However, in the process of being diffused, it lost the capacity to represent "Japanese nation", expressing only the sense of belonging, past and present, with regard to the local communities subject to the state. As a result, the national identity, which would have served as an intermediacy between Japan as a whole and local communities, did not develop to the full, and remained rather as an admixture of the domination of the communities by the central government in the name of the Emperor on the one hand, and past reminiscences of those communities isolated from one another, on the other.

[付記]

本稿は、平成13年度奈良大学研究助成「近代日本の国民国家の形成と地域再編過程に関する社会学的予備研究」を元に書かれたものである。

年号については、元号と西暦の併記を原則とした。資料、文献調査では各地の図書館、文書館にお世話になったが、中でも飯田市市誌編纂室及び鳥取県立公文書館の御協力を、また、「部落」、「郷土」の用例については、京都産業大学教授、小林武君の教示を得た。共に記して謝意を表す。